

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	⑮
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	104,222,526	92,124,047	95,051,279	86,313,171	94,683,847
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	補正予算	69,302,912	36,490,797	23,700,945		
		<0>	<0>	<0>		
	繰越し等	1,000,265	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	計	174,525,703	128,614,844	118,752,224		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	171,578,151	126,901,518	117,459,163			
	<0>	<0>	<0>			

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					番号	⑮	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	27,410,957	33,575,389		
	●	2	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	6,126,357	5,333,412		
	●	3	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	52,775,857	55,775,046		
	●	4								
	小計						86,313,171	94,683,847		
						<>の内数	<>の内数			
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<>の内数		
						<>の内数	<>の内数			
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数		
						<>の内数	<>の内数			
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<>の内数		
						<>の内数	<>の内数			
合計						86,313,171	94,683,847			
						の内数	の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献			番号	⑮	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px; width: 80%; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>								
合計								

施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献（モニタリング）

令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1－VII－1）

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、国際社会の平和と安定を確保する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関等の活動は多岐にわたっており、対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今後は、親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同拠出金以外の分担金・拠出金は、「達成手段」欄に記載した。</p>						
<p>評価対象 分担金・拠出金 名（注）</p>	<p>親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金</p>						
<p>施策目標</p>	<p>アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより、我が国と当該各国・地域との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を海外から招へい又は日本から派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等に関する対日理解の促進を図る。また、この取組を通じ、親日派・知日派を発掘し、我が国の外交姿勢や魅力等について被招へい者・被派遣者自らが積極的に発信することで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充する。</p>						
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>関係各国政府との太いパイプを有する国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより、アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域の将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘、日本の「正しい姿」の対外発信の強化及び外交基盤の拡充を目標とする本事業を、日本政府が率先して着実に実施することは、国際社会における日本のプレゼンスを高めるとともに、日本にとって望ましい国際環境及び国際社会の平和と安定を確保する上で重要である。 行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成 26 年 11 月）を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出することにより、我が国と当該各国・地域との間で、10 日間程度の招へい・派遣事業を推進する。招へいは高校生から社会人等、派遣は高校生から大学院生等で、対外発信力を有し、将来を担う人材を対象とし、対日理解を促進するプログラムを実施する（招へいについては、我が国の概要等についての講義の聴講、政府機関等への表敬、テーマ別の視察及び関係者等との意見交換や交流、我が国の優れた技術等を体験できる展示、施設、企業等の視察、ホームステイや伝統文化等の体験型行事を含む日本各地への訪問を行う。また、派遣については、ODA サイト、日系企業、教育・研究機関等の訪問・視察及び視察先での関係者等との意見交換やワークショップ等の交流行事、ホームステイ／ホームビジットや伝統芸能等の体験型行事等を行う。）。招へい・派遣事業の参加者は、本事業参加中及び帰国後、我が国の魅力等について SNS 等を通じて対外発信を行う。</p>						
<p>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）</p>	<p>・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日） 親日派・知日派の発掘及び育成</p>						
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>		<p>28 年度</p>	<p>29 年度</p>	<p>30 年度</p>	<p>令和元年度</p>	
<p>予算の状況 （百万円）</p>	<p>当初予算 (a)</p>	<p>3,327</p>	<p>2,761</p>	<p>2,621</p>	<p>2,353</p>		
		<p>補正予算 (b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>		
			<p>繰越し等 (c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
		<p>合計 (a+b+c)</p>		<p>3,327</p>	<p>2,761</p>	<p>2,621</p>	<p>2,621</p>
<p>執行額(百万円)</p>	<p>3,327</p>	<p>2,761</p>	<p>2,621</p>	<p>2,621</p>			
<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>分担金・拠出金</p>	<p>担当部局名</p>	<p>外務報道官・広報文化組織</p>	<p>政策評価実施 予定時期</p>	<p>令和 2 年 8 月</p>		

(注) 本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである（ただし、「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した。）。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進 *

中期目標（--年度）

招へい・派遣事業の参加者が対日理解を深め、SNS等を通じて本招へい・派遣事業の参加経験や日本の魅力等に関する積極的な対外発信を実施することにより、関係国・地域におけるアウトリーチ効果の高い広報活動を強化する。

30年度目標

- 1 招へい・派遣事業の参加者が、本事業参加中の経験や所感、日本の魅力等をフェイスブック等のSNSやブログ等のツールを活用し、1人当たり3件以上の対外発信を行う。
- 2 国内外において、外務省（本省及び在外公館）が、事業ごとにプレスリリースを発出し、本事業1事業当たり1件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 30年度招へい・派遣事業には6,227名（招へい：5,255名、派遣：972名）が参加し、フェイスブック等のSNSやブログ等のツールを活用し、日本での経験や日本の文化・技術等を積極的かつ肯定的に発信した。合計で54,779件（招へい：43,101件、派遣：11,678件）の対外発信が行われた。また、一人当たりの対外発信件数の平均は8.8回となった。
- 2 国内外における報道等は、154件の事業件数に対し、548件（招へい：461件、派遣：87件）あった。また、全事業について、それぞれ1件以上の報道が行われた。

令和元年度目標

- 1 招へい・派遣事業の参加者が、本事業参加中の経験や所感、日本の魅力等をフェイスブック等のSNSやブログ等のツールを活用し、1人当たり4件以上の対外発信を行う。
- 2 国内外において、外務省（本省及び在外公館）が、事業ごとにプレスリリースを発出し、本事業1事業当たり2件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

対外発信力を有し、将来を担う人材の対日理解を促進するとともに、親日派・知日派を発掘し、また、招へい・派遣事業の参加者自らが積極的に日本の外交姿勢や魅力等について発信することで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充するという目的を達成するため、招へい・派遣事業の参加者による対外発信数を測定指標とする。

対外発信は参加者全員が行うこととし、30年度の実績を踏まえ、1人4件以上を目標として設定した。また、本事業の参加者による対外発信との相乗効果により国際社会での日本のプレゼンスを示すため、各国・地域において1件又は2件以上の事業が実施されていることに鑑み、30年度の実績を踏まえ、1事業当たり2件以上の国内外におけるメディア掲載・報道が行われることを目標として設定した。

測定指標2 招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動（「アクション・プラン」）の実施促進 *

中期目標（--年度）

招へい・派遣事業の参加者に、帰国前に、「アクション・プラン」（本事業への参加経験を踏まえた帰国後の活動計画）を表明する機会を設け、帰国後、「アクション・プラン」を実行するよう、関係国・地域の将来を担う人材による親日派・知日派としての活動を後押しする。

30年度目標

招へい・派遣事業の参加者が、本事業による招へい・派遣期間中に、グループごとに各々の訪日成果を共有し、帰国後に1グループ当たり1件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し、グループごとに発表する機会を設けるとともに、その実施を促す。

施策の進捗状況・実績

30年度の招へい・派遣事業の全参加者（322グループ（招へい：280グループ、派遣：42グループ）で構成）が、帰国後の日本の情報及び魅力の紹介、友好親善のための行事の開催等、プログラム経験をいかした「アクション・プラン」について、帰国前の報告会でそれぞれグループごとに1件ずつ発表を行った。また、帰国後、参加者は、各々の居住地域や所属先等において、多様な分野での日本事情、日

本での留学や職業訓練の魅力の説明会や展示会，日本文化の体験行事等，233件（注）のアクション・プランを実施し，対日理解の促進に貢献した。

（注）アクション・プランの実施件数は令和元年7月末現在のものであり，今後9月末までにグループ数と同数（322件）の実施がなされる見込み。

令和元年度目標

招へい・派遣事業の参加者が，本事業による招へい・派遣期間中に，グループごとに各々の訪日成果を共有し，帰国後に1グループ当たり1件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し，グループごとに発表する機会を設けるとともに，その実施を促す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

対外発信力を有し，将来を担う人材の対日理解を促進するとともに，親日派・知日派を発掘し，また，招へい・派遣事業の参加者自らが積極的に発信することで対外発信を強化し，我が国の外交基盤を拡充するという事業目的を達成するため，帰国前の成果報告会において，招へい・派遣事業の参加者に，本事業への参加経験を踏まえた「アクション・プラン」を発表させ，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有効である。

発表したグループごとの「アクション・プラン」を参加者各自が確実に実施することが，本事業の効果を高める上で必要と考えるため，発表数に対する実施件数を目標として設定した。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金（対日理解促進プログラム） (27年度) (関連：Ⅲ－1)	我が国とアジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域との間で，招へい・派遣事業を実施する。招へい・派遣事業の期間は10日間程度であり，招へいは高校生から社会人等，派遣は高校生から大学院生等を対象に，対日理解を促進するプログラムを実施する。招へい・派遣事業の参加者は，本事業参加中及び帰国後，我が国の魅力等についてSNS等を通じて対外発信を行う。また，招へい・派遣事業の参加者は帰国前の成果報告会において，本事業への参加経験を踏まえた「アクション・プラン」を発表し，帰国後に実施する。 本拠出金により，我が国とアジア大洋州，北米，欧州，中南米の各国・地域との間で，対外発信力を有し，将来を担う人材を招へい・派遣し，政治，経済，社会，文化，歴史，外交政策等に関する理解促進を図るとともに，親日派・知日派を発掘することで，我が国の外交基盤を拡充する。また，被招へい者・被派遣者による，日本の外交姿勢，日本の魅力等の積極的な発信を通じ，国際社会における対日イメージ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与する。				1 2
	3,327 (3,327)	2,761 (2,761)	2,621 (2,621)	2,353	215
その他の分担金・拠出金					
国際連合平和維持活動(PKO)分担金 (6年度) (関連：Ⅱ－1)	本分担金は，国連平和維持活動の各ミッションの運営経費，国連ロジスティック基地(UNLB)の運営，及びサポートコスト等に使用されている。 本分担金の支払いは国連憲章17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は8.564%で加盟国中第三位となっており，我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 我が国は，本分担金の拠出を通じて，国連平和維持活動の機動性，機能性を高め，「国際社会の平和と安定の維持」という目標の達成に貢献する。				－
	87,930 (85,024)	72,396 (71,152)	65,207 (64,338)	45,940	165
国際連合(UN)分担金 (昭和32年	国際連合は国際の平和及び安全を維持すること，人民の自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること，経済的，社会的，文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成する				－

<p>度) (関連：Ⅱ－ 1)</p>	<p>こと、これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和するための中心となることを目的に1945年に設立された。</p> <p>本分担金は、計画予算 (Programme Budget) として策定される国連通常予算に対して払われるものであり、国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは、国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国の国連通常予算分担率は8.564%で加盟国中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。</p> <p>こうした我が国の貢献は、我が国の外交目標である国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与する。また、多大な財政的貢献は、国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となり、国連における我が国の地位・影響力維持につながる。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">37,732 (37,732)</td> <td style="text-align: center;">25,220 (25,220)</td> <td style="text-align: center;">28,654 (28,609)</td> <td style="text-align: center;">21,051</td> </tr> </table>	37,732 (37,732)	25,220 (25,220)	28,654 (28,609)	21,051	166
37,732 (37,732)	25,220 (25,220)	28,654 (28,609)	21,051			
<p>国際原子力 機関 (IAEA) 分担金 (昭和 32 年 度) (関連：Ⅱ－ 1)</p>	<p>本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認 (保障措置)、⑤政策、マネジメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネジメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出、IAEA総会・理事会への積極的な参画等により、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。</p>	－				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">5,138 (5,138)</td> <td style="text-align: center;">4,167 (4,167)</td> <td style="text-align: center;">4,289 (4,289)</td> <td style="text-align: center;">4,529</td> </tr> </table>	5,138 (5,138)	4,167 (4,167)	4,289 (4,289)	4,529	167
5,138 (5,138)	4,167 (4,167)	4,289 (4,289)	4,529			
<p>国際刑事裁 判所 (ICC) (分担 金) (19 年度) (関連：Ⅱ－ 3)</p>	<p>本分担金は、ICCにおける犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用されている。</p> <p>本分担金の拠出は、ICCによる重大犯罪の訴追・処罰を通じ、国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における法の支配を強化することに寄与する。</p>	－				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">3,458 (3,458)</td> <td style="text-align: center;">2,923 (2,923)</td> <td style="text-align: center;">3,213 (3,213)</td> <td style="text-align: center;">3,355</td> </tr> </table>	3,458 (3,458)	2,923 (2,923)	3,213 (3,213)	3,355	168
3,458 (3,458)	2,923 (2,923)	3,213 (3,213)	3,355			
<p>包括的核実 験禁止条約 機関 (CTBTO) 準備委員会 分担金 (9 年度) (関連：Ⅱ－ 1)</p>	<p>包括的核実験禁止条約 (CTBT) は、地下を含まいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度 (IMS) 及び②現地査察 (OSI) を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で約90%完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要である。また、OSIについては、査察技術を確認するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。</p> <p>CTBTOを通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効の促進に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。</p>	－				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1,472 (1,470)</td> <td style="text-align: center;">1,322 (1,294)</td> <td style="text-align: center;">1,231 (1,231)</td> <td style="text-align: center;">1,422</td> </tr> </table>	1,472 (1,470)	1,322 (1,294)	1,231 (1,231)	1,422	169
1,472 (1,470)	1,322 (1,294)	1,231 (1,231)	1,422			
<p>化学兵器禁 止 機 関 (OPCW) 分 担 金 (5 年度) (関連：Ⅱ－ 1)</p>	<p>化学兵器禁止条約 (CWC) は、化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度を設けている。本拠出金は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。</p> <p>本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国の国内実施強化、国際協力等に寄与する。</p>	－				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">980 (980)</td> <td style="text-align: center;">780 (780)</td> <td style="text-align: center;">793 (662)</td> <td style="text-align: center;">837</td> </tr> </table>	980 (980)	780 (780)	793 (662)	837	170
980 (980)	780 (780)	793 (662)	837			
<p>国際原子力</p>	<p>技術協力基金 (Technical Cooperation Fund (TCF)) は、IAEAが開発途上国を</p>	－				

機関 (IAEA) 技術協力基金拠出金 (昭和 34 年度) (関連: II-1)	中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。 原子力先進国であり、IAEA指定理事国である我が国は、本件拠出金により、IAEA技術協力を通じて、原子力の平和的利用の促進に貢献する。				171
	1,206 (1,206)	965 (965)	989 (989)	1,052	
国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (核不拡散基金) (14 年度) (関連: II-1)	核不拡散基金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナー実施経費、イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動等に使用されている。 核不拡散分野における課題に対するIAEAの監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・強化を通じて、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。				-
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	546	
国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金 (8 年度) (関連: II-3)	ITLOSの平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。 こうした我が国の取組は、ITLOSの組織整備及び公正な裁判制度の維持に寄与し、ひいては海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資する。また、我が国はITLOS分担金の最大の負担国である。				-
	186 (186)	132 (132)	169 (169)	174	
ベルリン日独センター分担金 (昭和 60 年度) (関連: I-4)	ベルリン日独センターは、①エネルギー、環境、開発、海上安全保障、核不拡散等の日独が直面するグローバルな課題及び②少子高齢化、研究開発、イノベーション等の日独が取り組むべき優先課題をテーマとした会議を中心とする事業を年間20~30件実施しているほか、日本の多様な文化を幅広い年齢層に広める観点から、展覧会、ワークショップ等の文化事業を年間約20件実施している。さらに、日本語講座や日独通訳研修会等を通じて、ドイツにおける日本語普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。				-
	123 (123)	110 (110)	112 (112)	118	
ボスニア和平履行評議会 (PIC) 拠出金 (義務的拠出金) (9 年度) (関連: I-4)	3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ (BH) においては、7 (1995) 年12月に国際社会の関与の下、 Dayton 和平合意が結ばれ、4 (1992) 年以來の武力紛争が終結した。本拠出金は、同和平合意に基づき、BHの和平履行を司る最高責任者である上級代表 (HR) の活動をサポートする上級代表事務所 (OHR) の運営経費を負担するもの。我が国は、BHの和平履行を監督する国際的な枠組みである和平履行評議会 (PIC) の主要メンバーであり、9 (1997) 年以降、継続して拠出している。 こうした我が国の貢献は、BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに、G7の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の姿勢を示す上で重要である。				-
	86 (82)	73 (73)	64 (64)	68	
国際海底機構 (ISA) 分担金 (10 年度) (関連: II-1)	6年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。我が国は、深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には高い関心を有している。				-

3)	<p>ISAを通じた我が国の貢献は、深海底鉱業活動の促進に寄与するとともに、本機構の政策・活動に対する我が国の発言力を確保する上で重要である。</p>	
	<p>101 93 94 95</p> <p>(101) (93) (94)</p>	176
<p>国際刑事裁判所 (ICC) 新庁舎建築費分担金 (23 年度) (関連：Ⅱ－3)</p>	<p>ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、本分担金は、ICCがかかる任務遂行上必要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている。</p> <p>ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある (ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、122か国の締約国中トップ (約17.22%) であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。</p> <p>こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICCによる国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。</p>	—
	<p>130 159 214 202</p> <p>(130) (159) (214)</p>	177
<p>南太平洋経済交流支援センター (義務的拠出金) (8 年度) (関連：Ⅰ－1)</p>	<p>本センターは、8 年10月 1 日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム (SPF。12年に太平洋諸島フォーラム (PIF) に改称) 事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。</p> <p>こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。</p>	—
	<p>38 38 38 38</p> <p>(38) (38) (38)</p>	178
<p>化学兵器禁止機関 (OPCW) 拠出金 (義務的拠出金) (10 年度) (関連：Ⅱ－1)</p>	<p>我が国は化学兵器禁止条約 (CWC) に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器 (ACW) を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) は、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施している。</p> <p>本拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACWの保管、廃棄等の状況等) の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書 (査察の内容等を記載したもの) につき精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。</p> <p>こうしたOPCWを通じた我が国の貢献は、軍縮・不拡散に寄与するとともに、我が国がこれら査察を受け入れ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明する上で重要である。</p>	—
	<p>45 41 56 58</p> <p>(17) (8) (4)</p>	179
<p>核物質等テロ行為防止特別基金拠出金 (13 年度)</p>	<p>本基金は、核セキュリティや核物質防護に知見を有するIAEAの核テロ対策事業に使用されている。</p> <p>本基金への拠出による国際社会の核セキュリティ強化に向けた取組を通じ、我が国及びアジア太平洋地域を始めとする国際社会全体の原子力の平和的利用のための国際協力を推進し、平和と安全の確保に貢献する。</p>	—

(関連：Ⅱ－1)	88 (88)	0 (0)	0 (0)	0	180
ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金(5年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>WAは、通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームである。本件分担金は、オンライン情報共有システムの維持・管理・改善、WA参加国間での各種会合の開催、WA非参加国に対するアウトリーチ活動、WA事務局(ウィーン)の運営等のために活用される。</p> <p>こうした分担金の拠出は、WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに、共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて、地域及び国際の安全と安定に貢献する。</p>				－
	31 (30)	27 (27)	28 (28)	30	181
特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)締約国会議等分担金(7年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>本条約は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。</p> <p>こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ、国際社会の平和と安定に寄与する。</p>				－
	11 (11)	16 (12)	14 (7)	15	182
生物兵器禁止条約(BWC)(4年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術の進展のレビュー、国際協力促進等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。</p> <p>BWCの枠内で開催される諸国会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。</p> <p>こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。</p>				－
	26 (18)	24 (4)	25 (16)	18	183
対人地雷禁止条約締約国会議等分担金(10年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、9(1997)年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、10(1998)年9月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催される。</p> <p>こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。</p>				－
	5 (8)	6 (5)	6 (10)	10	184
核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金(昭和45年度)(関連：Ⅱ－1)	<p>NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。</p> <p>こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与する。</p>				－
	0 (0)	20 (1.2)	20 (8.2)	20	185
クラスター弾に関する	<p>クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、20(2008)年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、</p>				－

条約締約国会議等分担金 (22年度) (関連：Ⅱ－1)	21(2009)年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。 我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 こうした分担金の拠出は、条約の適用及び実施の促進に寄与する。				186
	10 (3)	7 (4)	3 (1)	4	
経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金 (4年度) (関連：Ⅱ－1)	金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、元(1989)年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキンググループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、こうしたFATFを通じた我が国の貢献は、国際社会の平和と国際金融活動の安定に寄与する。				—
	10 (8)	9 (8)	8 (8)	10	
常設仲裁裁判所(PCA)分担金 (昭和26年度) (関連：Ⅱ－3)	本裁判所分担金の拠出は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。				—
	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	
アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)分担金 (昭和30年度) (関連：Ⅱ－3)	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな、国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。具体的な活動としては、年次総会のほか、国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催、報告書の出版を行っており、本分担金はかかる事業費及び事務局の運営費に使用される。 我が国は、設立以来のAALCO加盟国として、加盟国としての義務である分担金を拠出し、AALCO加盟国間における議論に積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定に関与することによって国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダを促進する。				—
	9 (9)	7 (7)	7 (7)	9	
国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金(義務的拠出金) (19年度) (関連：Ⅱ－1)	国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた(第90条)。 我が国は、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。 これにより、我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、				—

	国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにしている。					
	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	190	
アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金 (13年度) (関連：Ⅱ－1)	OECD金融活動作業部会(FATF)によって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象とした相互審査(メンバー同士によるマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・制度についての審査)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等)を実施する。 APGを通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等の実施を可能にすることにより、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進に寄与する。				－	
	5 (5)	5 (5)	6 (6)	6	191	
国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金 (昭和49年度) (関連：Ⅱ－1)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり、現在30か国以上が実施している。 我が国はこの制度を昭和49年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する日本人職員の増強を図るものである。				－	
	2,000 (2,000)	2,249 (1,925)	2,302 (2,240)	2,382	192	
国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)拠出金(任意拠出金) (昭和48年度) (関連：Ⅱ－1)	国際テロ対策や、テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への対策を包括的に行う唯一の機関である国連薬物・犯罪事務所(UNODC)への拠出金により、東南アジア諸国やアフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して、水際対策や捜査・取締・訴追能力の強化、法整備等の支援が実施される。 本拠出金を通じ、国際社会にとって最優先課題の一つであるテロ対策、及びテロとの密接な関係が指摘される国際組織犯罪対策に貢献し、国際社会の平和と安定に寄与する。				－	
	2,810 (2,810)	3,200 (3,200)	2,935 (2,935)	70	193	
平和的利用イニシアティブ拠出金 (23年度) (関連：Ⅱ－1)	平和的利用イニシアティブは、22(2010)年NPT運用検討会議において、原子力の平和的利用促進に係るIAEAの活動を支援するための財源として設立。本イニシアティブの下、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクト等のIAEAの活動を支援。 我が国は、本拠出を通じて、IAEAによる、開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力等を支援し、原子力の平和的利用の促進に貢献する。				－	
	580 (580)	580 (580)	420 (420)	176	194	
日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金) (平成元年度) (関連：Ⅰ－1)	昭和63年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け、その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年5月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金が、韓国側事務局を国立国際教育院が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業(日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連事業、両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等)を実施している。 同共同事業体を通じ、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進するこ				－	

	とにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。				
	130 (130)	123 (123)	138 (138)	138	195
クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金）（16年度）（関連：I-1）	<p>我が国のカンボジア和平への積極的協力は、我が国が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースであり、積極的平和主義の原点である。我が国は、本件裁判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み、本件裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において主導的な役割を果たしてきている。</p> <p>現在、裁判のプロセスが本格化する一方で、資金不足に直面しており、我が国は裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行う必要がある（資金の使途は、国際司法官・事務局員人件費、証人旅費、法廷運営経費、備品経費等）。また、最大の拠出国たる我が国は、法廷運営上の重要問題につき意思決定がなされる主要ドナー・グループ（日、EU、米、仏、豪、英、独等）のメンバーとして主導的な役割を果たしている。</p> <p>こうした我が国の貢献は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するとともに、積極的平和主義の取組の一環として、我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。</p>				—
	134 (134)	134 (134)	134 (134)	106	196
国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカPKOセンター支援）（任意拠出金）（21年度）（関連：I-6）	<p>本拠出金は、国連PKOミッションや、アフリカ連合（AU）等地域・準地域機関主導のミッション、テロ対策のための多国籍合同部隊が数多く展開するものの、専門的な訓練を受けた平和維持要員が不足しているアフリカにおいてアフリカ自身の平和維持能力向上支援に向けて、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。本事業（拠出金）は、アフリカに所在するPKO訓練センター等の訓練能力を強化するため、訓練施設（講義教室等）の建設・修復や資材（机、椅子、車両、視聴覚機材等）の供与、訓練コース開催経費（教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、日本人（自衛隊講師・文民）を含む国際専門家の招請費用（旅費・日当）等）等に充てられる。訓練の対象は、現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。</p> <p>こうした我が国の貢献は、アフリカ自身の平和維持能力の向上に資するとともに、積極的平和主義の取組の一環として、国際平和協力、国際テロ対策協力を含む我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。</p>				—
	352 (352)	733 (733)	336 (336)	163	197
ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関（UN Women）拠出金（任意拠出金）（23年度）（関連：II-1）	<p>ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関（UN Women）が行っている以下の活動等を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ジェンダー分野における技術及び資金面での加盟国支援 2 国連システムのジェンダーに関する取組の主導、調整、促進 <p>重点分野として、女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築を行う。</p> <p>こうしたUN Womenを通じた我が国の貢献は、以下に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性及び女兒に対する差別の撤廃 2 女性のエンパワメント 3 ジェンダー平等の達成 				—
	2,575 (2,575)	2,272 (2,272)	1,951 (1,951)	428	198
在サハリン韓国人支援特別基金拠	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施の				—

出金(任意拠出金) (平成元年度) (関連: I-1)	ための協議費用, サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした我が国の取組は, 過去を巡る様々な問題への我が国の積極的な姿勢を示すものであり, 主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め, 問題解決に寄与するものと考えられる。				199
	102 (102)	112 (112)	101 (101)	79	
欧州安全保障協力機構(OSCE)拠出金 (8年度) (関連: I-4)	OSCEは, 紛争予防, 危機管理, 紛争後の再建を通じて, 加盟国の相互を橋渡しし, 信頼醸成を行う機関であり, OSCEは, 経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。特に, OSCEは, 冷戦終焉後, 特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下, アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し, その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは, 57か国が加盟し, 我が国を含む11か国がパートナー国となっているところ, 我が国は, 分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し, かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。 上記のOSCEを通じた我が国の支援は, 地域の安全保障環境の改善に貢献する。				200
	120.7 (120.7)	110.7 (110.7)	90.7 (90.7)	0.6	
国際科学技術センター(ISTC)拠出金(任意拠出金) (5年度) (関連: II-1)	大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTCへの拠出により, 潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組, 及び多国間の科学技術協力の推進に貢献する。				201
	40 (30)	40 (18)	40 (7)	22	
国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金(任意拠出金) (17年度) (関連: II-1)	OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する, 国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は, OHCHRが事務局としての役割を果たしている, 人権条約体の改革への支援に充てられる。 こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は, 我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交を推進する上で重要である。				202
	13 (13)	213 (213)	13 (13)	7	
アジア海賊対策地域協力協定拠出金(任意拠出金) (18年度) (関連: II-1)	マラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策は, 我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題であるため, 我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は, 本協定加盟国から得た海賊等事案情報を, 関係国・機関, 更には海運業界とも共有することで, 各国の海賊対処を効率的なものとするほか, 海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また, ISCは, 能力構築ワークショップ等を開催し, さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど, 各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。我が国は, 本拠出金により, ISCへの財政的な貢献だけでなく, 事務局長を含む2名の職員を派遣することにより, 人的な貢献も行っている。 こうした我が国の取組はアジアの海上安全保障に寄与する。				203
	48 (48)	50 (50)	53 (53)	53	

<p>法の支配・海洋法秩序確立促進、国際刑事裁判所被害者信託基金（任意拠出金）（23年度）（関連：Ⅱ－3）</p>	<p>国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。</p> <p>また、国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海洋問題・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメイキング等個別プロジェクトの実施について財政的に支援する。</p> <p>これらの我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の1つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の確立促進に寄与する。</p>	<p>—</p>
<p>東京国際連合広報センター拠出金（16年度）（関連：Ⅱ－1）</p>	<p>東京国連広報センター(UNIC東京)は、国連広報局の下部機関であり、国連活動全般について、主として国連公用語ではない日本語を用いて広報するために、昭和33年4月に日本に設置された。</p> <p>本拠出金は、UNIC東京の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について、広く周知するため、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成(国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。UNIC東京は、他の国連機関や、関連団体と協力しつつ、費用対効果の高い形で、日本政府が実施する国連広報を補完し、相乗効果のある、効果的な広報を実施している。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。</p> <p>こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。</p>	<p>—</p>
<p>アフリカ連合(AU)平和基金拠出金（任意拠出金）（8年度）（関連：Ⅰ－6）</p>	<p>近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。本案件はこれらの分野におけるAUの活動を支援するものである。</p> <p>これまで、中央アフリカ共和国における平和と和解のイニシアチブ支援、マリ／サヘル地域、ブルンジ、南スーダン、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ共和国のAU連絡事務所等の開設・運営の支援、AUソマリア・ミッション(AMISOM)のモガディシュやナイロビの事務所、AUテロ研究センターの調査ミッション派遣、また、AU平和安全保障理事会や賢人パネルに対する支援を通じたAU関連組織の能力向上等にも活用してきた。</p> <p>こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢献は、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。</p>	<p>—</p>
<p>南太平洋経済交流支援センター(任意拠出金)（8年度）（関連：Ⅰ－</p>	<p>本センターは、8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対</p>	<p>—</p>

1)	<p>する助言，対日輸出産品開発事業，市場調査・統計整備，広報活動等を行っている。本拠出金は，事業経費として主に対日輸出産品開発事業，出版物作成，電子広報経費，展示セミナー費等に利用される。</p> <p>こうした本センターを通じた我が国の貢献は，島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに，太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。</p>					
国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金)(22年度)(関連：Ⅱ-1)	<p>本拠出金は，我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション，健康診断，日本語教育，渡航関連等我が国到着までの支援を，国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。</p> <p>こうしたIOMを通じた我が国の貢献は，長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するほか，国連機関や国際社会から高い評価を得ることによって，アジアの主要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。</p>	-				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 663 571 734">10 (10)</td> <td data-bbox="571 663 820 734">10 (10)</td> <td data-bbox="820 663 1069 734">11 (11)</td> <td data-bbox="1069 663 1353 734">7</td> </tr> </table>	10 (10)	10 (10)	11 (11)	7	207
10 (10)	10 (10)	11 (11)	7			
太平洋諸島フォーラム拠出金(任意拠出金)(昭和63年度)(関連：Ⅰ-1)	<p>太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは，豪州，ニュージーランドのほか，太平洋の島嶼国14か国・2地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は，国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに，太平洋島嶼国地域は，我が国にとって水産資源の供給源，また，我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ，これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ，安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本拠出金は，我が国とPIFの政策協調，国際社会における共同行動を確保すべく，PIFが実施する島嶼国間の貿易統合・投資政策・ビジネス開発等のプロジェクトの調査，企画・立案，実施に対して資金を拠出するものである。</p> <p>こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は，太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上に資する。</p>	-				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1171 571 1243">12 (12)</td> <td data-bbox="571 1171 820 1243">10 (10)</td> <td data-bbox="820 1171 1069 1243">10 (10)</td> <td data-bbox="1069 1171 1353 1243">6.5</td> </tr> </table>	12 (12)	10 (10)	10 (10)	6.5	209
12 (12)	10 (10)	10 (10)	6.5			
シナイ半島駐留多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金(任意拠出金)(昭和63年度)(関連：Ⅰ-5)	<p>昭和54(1979)年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し，これを脅かす活動の監視・報告，違反事案の認定を行うため，MFOによる監視活動が行われている。17(2005)年からは，ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。これら活動の支援のため，本拠出を行っている。</p> <p>こうした我が国のMFOに対する支援は，昭和54(1979)年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与する。</p>	-				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1541 571 1612">206 (206)</td> <td data-bbox="571 1541 820 1612">192 (192)</td> <td data-bbox="820 1541 1069 1612">175 (175)</td> <td data-bbox="1069 1541 1353 1612">4</td> </tr> </table>	206 (206)	192 (192)	175 (175)	4	210
206 (206)	192 (192)	175 (175)	4			
国際連合軍縮会議拠出金(任意拠出金)(7年度)(関連：Ⅱ-1)	<p>昭和63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会において，竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け，翌元(1989)年よりほぼ毎年我が国地方都市において開催されてきている。本会議は，国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり，拠出金は国連軍縮部に拠出され，海外参加者の渡航費用に充てられる。</p> <p>本会議は，自由闊達な議論を通じて，軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するとともに，我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し，国際社会における我が国発言力を強化するとともに，若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。</p>	-				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1977 571 2049">2 (2)</td> <td data-bbox="571 1977 820 2049">2 (2)</td> <td data-bbox="820 1977 1069 2049">2 (0)</td> <td data-bbox="1069 1977 1353 2049">1.4</td> </tr> </table>	2 (2)	2 (2)	2 (0)	1.4	211
2 (2)	2 (2)	2 (0)	1.4			
特定通常兵	我が国は，特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書	-				

器 使用 禁 止・制限条約 (CCW) 締約 国会議等 拠 出金 (24 年度) (関連：Ⅱ－ 1)	(附属議定書V)について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条3項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は、爆発性戦争残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。 我が国の締約国会議へのオブザーバー出席は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。				212
	3 (5)	4 (0)	3 (0)	2	
日・カリコム 友好協力 拠 出金(任意拠 出金) (13 年度) (関連：Ⅰ－ 3)	我が国とカリコム諸国は、12(2000)年11月、東京において第1回日・カリコム外相会議を開催し、「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のための協力の一環であり、旧英領カリブを中心とした14か国が加盟し、経済統合、外交政策、安全保障や社会開発を所掌する地域機構であるカリコム事務局を通じて、日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを支援するものである。過去3年では、環境や観光促進に資するプロジェクトに加え、日本の技術を活用した廃棄物処理に関するワークショップ等を実施。 こうした我が国の貢献は、カリコム諸国の発展に寄与するとともに、日・カリコムの友好・信頼関係の増進、国連等のマルチの場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持、強化に資する。				—
	5 (5)	4 (4)	5 (5)	5	
紛争下の性的 暴力担当 国連事務総 長特別代表 (SRSG) 拠 出 金(任意拠出 金) (25 年度) (関連：Ⅱ－ 1)	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけたSRSGの活動を支援する。 これにより、我が国の「女性の輝く社会」の構築及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアチブを示すという意味からも大変意義がある。				—
	120 (120)	121 (121)	172 (172)	0	
武器貿易条 約締約国会 議等 分担金 (27 年度) (関連：Ⅱ－ 1)	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本条約を通じた我が国の取組は、通常兵器の不正な取引及びこれらの流用の防止に貢献し、ひいては、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等につながる。				—
	18 (12)	17 (7)	14 (12)	12	
対人地雷禁 止条約 拠 出 金 (27 年度) (関連：Ⅱ－ 1)	本拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本条約を通じた我が国の貢献は、オタワ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。				—

	10 (10)	10 (10)	9 (9)	4	217
コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金 (GCERF) 拠出金 (任意拠出金) (27 年度) (関連: II-1)	<p>コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金 (GCERF) は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGOによる草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」: 暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」: 過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」: コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働きかけ等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。</p> <p>同基金へ我が国の貢献は、ISIL等、暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止に寄与するものとなり、国際社会の平和と安定に貢献する。</p>				
	432 (432)	110 (110)	90 (90)	0	218
国際連合テロ対策センター (UNCCT) 拠出金 (任意拠出金) (27 年度) (関連: II-1)	<p>国連テロ対策センター (UNCCT) は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。</p> <p>我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い、国際社会の平和と安定に貢献する。</p>				
	110 (110)	198 (198)	56 (56)	0	219
国際連合平和構築基金 拠出金 (任意拠出金) (23 年度) (関連: II-1)	<p>サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金 (PBF) に対し拠出し、PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 治安維持部門改革支援、暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援、若年層支援 2 国民和解支援、国/地方レベルの対話支援、選挙支援 3 国連ミッションの活動支援 4 緊急事態への対応 				
	300 (300)	220 (220)	224 (224)	0	220
アフリカ地域機関 (政府間開発機構 (IGAD)) 拠出金 (27 年度) (関連: I-6)	<p>本拠出を通じて、政府間開発機構 (IGAD) の下で南スーダンにおける停戦暫定治安設置メカニズムを支援することにより、同地域の平和・安定に資することを目的とする。また、ソマリアにおける対テロ能力を強化することで、アフリカの角地域における平和構築及び平和定着を目指す。</p> <p>アフリカ地域の社会の安定化はTICADで表明された柱の一つであり、我が国の対アフリカ外交の柱の一つである。また、アフリカ諸国におけるテロ対処能力向上支援は、在外邦人また同地域で活動する日本企業の安全対策強化に寄与する。</p>				
	28.8 (28.8)	16.5 (16.5)	0 (0)	0	221
国際連合ソマリア支援ミッション (UNSOM) 任意拠出金 (27 年度)	<p>長年、内戦が継続したソマリアにおいて、公正な選挙プロセス実施の支援や政治対話、和解プロセス促進、政府や当局への能力基礎強化等を通じた平和的な連邦政府の実現を目指す。また、過激派組織であるアル・シャバáb離脱兵士の早期社会復帰及び地域社会との和解・融合を目指す。</p> <p>本拠出は我が国が推し進める積極的平和主義に資するとともにアフリカの角地域に在住する在外邦人及び企業の安全強化にも寄与する。</p>				

(関連：I-6)	120 (120)	0 (0)	0 (0)	0	222
アセアン留学生交流等 拠出金(任意 拠出金) (26年度) (関連：III-1)	<p>アスジャ・インターナショナルは、東南アジア諸国連合(ASEAN)元日本留学生評議会(ASCOJA：ASEAN諸国の元日本留学生会の連合体)の日本側カウンターパートとして、本拠出金を以て、ASCOJAから推薦された国費留学生を対象とする交流事業及びASEAN各国におけるシンポジウムを実施する。</p> <p>こうした取組により、ASEAN地域における親日派・知日派の一層の増加に寄与し、ひいては日本とASEAN諸国の関係強化に寄与している。</p>				—
	47 (47)	52 (52)	52 (52)	52	223
関税協力理事 会(世界税関機 構：WCO)拠出 金(任意拠出 金) (28年度) (関連：II-1)	<p>WCOは、各国の税関制度の調和・統一、国際協力推進を実施している機構。南西・東南アジア地域の税関当局等を対象に、陸、海、空の各国境における旅客、貨物のセキュリティ強化を含む、テロ対策能力の向上を図る。</p> <p>本拠出はアジア地域における国際テロ・国際組織犯罪対策を促進するものであり、我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。</p>				—
	870 (870)	0 (0)	56 (56)	0	224
国際刑事警察機 構(ICPO)拠出 金(任意拠出 金) (28年度) (関連：II-1)	<p>ICPOは、190か国・地域が加盟し、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員(FTF)の移動を防止するため、法執行機関職員等の訓練、インターポールのデータベースの活用等を図る。</p> <p>本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり、我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。</p>				—
	132 (132)	132 (132)	134 (134)	0	225
国際連合テロ 対策委員会執 行事務局(CTED) 拠出金(任意 拠出金) (28年度) (関連：II-1)	<p>CTEDは、安保理決議第1535号に基づき、16年、国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため、安保理の下に設置された機関。主に、以下の活動を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国連安保理決議1373号(13年)、同第1642号(17年)などの履行状況の監視 2 各国のテロ対処能力向上支援の促進 3 国際テロ対策に関する国際会議・ワークショップの開催 <p>本拠出はアジア地域における暴力的過激主義に対処するものであり、テロの防止、我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。</p>				—
	36 (36)	33 (33)	43 (43)	0	226
国際連合開発計 画(UNDP)拠出 金(任意拠出 金) (28年度) (関連：II-1)	<p>UNDPは、内戦、紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化、難民及び受け入れコミュニティの双方に対する支援等を実施している。</p> <p>本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり、テロの防止、我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。</p>				—
	406 (406)	957 (957)	224 (224)	0	227
包括的核実験 禁止条約機 関(CTBTO)準 備委員会拠 出金 (28年度) (関連：II-1)	<p>包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため、包括的核実験禁止条約機関に対して、追加的に拠出を行うもの。具体的には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。</p> <p>CTBTOを通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効の促進に寄与すると</p>				—

	ともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。					
		291 (291)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	228
持続的な平和に向けた女性のリーダーシップ (28年度) (関連：I-5)	本拠出金は、国連事務総長特使事務所がイエメンの政権移行期に女性の政治プロセス参画、安全保障等を推進するための活動に使用されている。 本拠出は、情勢が悪化するイエメンの平和・政治プロセスへの女性参画支援を通じて、イエメン及び中東地域の安定化を促進し、国際社会の平和に寄与するものである。					—
		120 (120)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	229
国際連合軍縮会議等拠出金（グローバル及び地域的な軍縮活動のための信託基金拠出金） (28年度) (関連：II-1)	本拠出金は、安保理決議1540の履行状況の監視等を行う1540委員会（安保理理事国から構成）が同決議の履行強化のために検討している事業のうち、政府の履行能力強化のためのセミナー等、必要性の高い事業に使用されている。 本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで、我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与し、平和と安全の確保に貢献する。					—
		123 (123)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	230
国際機関幹部職員増強拠出金 (29年度) (関連：II-1)	国際機関における日本人幹部職員の存在は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は、そのような日本人国際機関幹部職員の増強を目的としている。 本拠出金により、国際機関の中堅・幹部レベルポストに優秀な日本人職員を派遣し、同職員が、当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに、日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより、国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。					—
		—	101 (101)	137 (137)	157	231
化学兵器禁止機関（OPCW）・国連共同調査メカニズム（JIM）拠出金 (29年度) (関連：II-1)	シリアでの化学兵器使用の責任者特定調査を行う化学兵器禁止機関（OPCW）と国連による共同調査メカニズム（JIM：Joint Investigative Mechanism）の活動を支援することにより、シリア化学兵器使用の責任の所在が明らかになり、今後の化学兵器使用を抑止する効果も期待される。これを通じて、シリア政治プロセスの進展に貢献し、シリア社会に安定をもたらす。 中東地域の安定は、国際社会における重要課題であり、当該地域での重要な調査活動を行っているJIMに対し支援を行うことで、積極的平和主義を掲げる我が国が、安全保障理事会及び他の大型外交舞台において、我が国による国際の平和と安全への貢献を発信することが可能となる。ただし、29（2017）年11月、マンダート更新のための安保理決議案が否決され、活動は終了。					—
		—	100 (100)	0 (0)	0	232
国連総会議長信託基金拠出金 (29年度) (関連：II-1)	国連総会は、国連の全加盟国によって構成される国連の主たる審議機関である。国連総会議長は、国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切る他、国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っている。 国連総会議長信託基金は、国連総会議長の主たる活動資金であり、本拠出金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連における我が国の地位を向上させ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。					—
		—	6 (6)	6 (6)	4	233

国際連合平和維持活動局信託基金 拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。 本拠出を通じ、アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として、施設要員に対する重機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上を目指すとともに、派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し、医療分野の能力向上を図る。	—	—	—	—
	—	4,500 (4,500)	0 (0)	0	234
児童に対する暴力撲滅基金拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ、紛争等により近年人道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域における児童の保護に充てられる。 本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進に寄与する。	—	650 (650)	0 (0)	0
	—	650 (650)	0 (0)	0	235
武器貿易条約(ATT)任意信託基金 拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施、特に、条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について、締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。	—	330 (330)	0 (0)	0
	—	330 (330)	0 (0)	0	236
国連軍縮部 拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	北朝鮮の大量破壊兵器(生物化学兵器)は我が国及び国際社会にとって重要な課題であり、この課題に対応するため、国連軍縮部に拠出し、国際的な対応強化を図る事業を実施する経費に充てられる。 本拠出を通じて、我が国は、東南アジア諸国や太平洋地域における能力強化、生物攻撃時における国連機関間の連携、生物兵器使用時の国際的調査メカニズムの効果的な運用の強化などのプロジェクトを実施し、我が国及び国際社会の安全保障の確保に寄与する。 また、通常兵器の輸出入管理体制が脆弱なサブサハラ・アフリカ地域を中心とする諸国への支援や非国家主体による大量破壊兵器拡散防止の観点からの当局職員の能力強化のための支援を行う。これにより、サブサハラ・アフリカ地域において、適切な武器管理が浸透することで、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。	—	169 (169)	0 (0)	0
	—	169 (169)	0 (0)	0	237
国連開発計画 拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	通常兵器の国際的な取引に関する透明性を確保するための武器貿易条約の運用及び各国の実施状況を確認し、条約の実効的な実施と条約普遍化に向けた条約締約国や任意で参加する非締約国との間で協議を行う場としての締約国会議等の参加経費の支援に充てられる。対象国・団体の選定にあたり、多くの知見と経験を有する国連開発計画(UNDP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。	—	30 (30)	0 (0)	0
	—	30 (30)	0 (0)	0	238
国連軍縮研究所 拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	専門家会合やセミナー等の開催を通じ、中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実務者に対し、武器流出リスクの低減のための枠組み・手続き・実際的な措置を特定する知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域にお	—	—	—	—

1)	いて、非国家主体の武装集団に対する不正な武器の移転を防止、撲滅することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。				
		4 (4)	0 (0)	0	239
ジュネーブ国際開発研究大学院拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管理能力評価支援システム（ACCESS）を構築し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請に応え、次の活動を行う。①国家の武器管理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付け支援。③武器管理における特定の課題に関する技術的支援。④専門家による照会窓口サービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、適切な武器管理が浸透することは、我が国を取り巻く安全保障環境の改善につながる。				－
		55 (55)	0 (0)	0	240
国際海事機関拠出金 (29年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター（DRTC）におけるワークショップの開催、DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。 本件の拠出は、海賊行為を始めとする海上犯罪への対処能力向上を通じた上記海域の航行の安全確保に寄与する。				－
		55 (55)	0 (0)	0	241
南太平洋大学拠出金 (29年度) (関連：Ⅰ－1)	太平洋島嶼国各国の行政官に対し国連安保理決議や海上における法執行等に関する1か月程度の研修コースを提供し、各国行政機関の能力向上を図る。 太平洋島嶼国の北朝鮮問題に対する理解と認識を高めることにより、国際社会に協力するための体制を強化し、同地域が国連安保理決議に基づく対北朝鮮制裁の「抜け穴」となることを防ぎ北朝鮮への圧力をより一層強めていくことに資する。				－
		225 (225)	0 (0)	0	242
アフリカ地域機関（政府間開発機構（IGAD））拠出金（南スーダン政治プロセス） (29年度) (関連：Ⅰ－6)	本拠出金は、南スーダン情勢安定化の鍵を握る政府間開発機構（IGAD、東アフリカの地域経済共同体）が行う2015年合意（衝突解決合意）の履行再活性化の取組に対する支援に充てられる。 本拠出を通じ、TICADVIにおける優先分野の一つである「繁栄の共有のための社会安定化促進」に寄与し、アフリカの開発推進に貢献する。				－
		396 (396)	358 (358)	0	243
国際原子力機関緊急時対応能力研修センター拠出金 (30年度) (関連：Ⅱ－1)	IAEAは、25年5月に緊急時対応能力研修センター（CBC：Capacity Building Centre）を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで、①福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有、国際的な原子力安全への貢献、②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスの向上、③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ、福島の実況を発信、福島の復興に貢献する。				－
		－	50 (50)	38	244
政務案件支援信託基金拠出金 (30年度)	国連政務平和構築局は、世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は、その活動の中でも国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。				－

(関連：Ⅱ－1)	本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより、国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献する。				
	—	—	50 (50)	34	245
国際海事機関拠出金 (30年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催、DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。 本件の拠出は、海賊行為を始めとする海上犯罪への対処能力向上を通じた上記海域の航行の安全確保に寄与する。				—
	—	—	34 (34)	0	246
国際連合平和維持活動局信託基金拠出金 (国連PKO即応性向上事業支援) (30年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組(国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS))の支援に充てられる。 本拠出金によって、PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに、「PKOのための行動(A4P)」に関するハイレベルイベント(2018年9月)において、PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出・支援を行うことによって、国連平和維持活動の実効性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」という目標の達成に貢献する。				—
	—	—	17 (17)	0	247
国際連合地域間犯罪司法研究所(UNICRI)拠出金 (30年度) (関連：Ⅱ－1)	国際連合地域間犯罪司法研究所(UNICRI)は、1967年に設立された研究所であり、各国政府や国際社会全体が、テロを含む犯罪の防止や公正な刑事司法システム育成等に取り組むよう支援を行っている。 本拠出は、少年司法分野における知見を有する国際機関を通じ、テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減を図るものであり、国際社会の平和と安定に寄与するものである。				—
	—	—	52 (52)	0	248
国際暴力的過激主義対策センター(ヘダヤセンター)拠出金 (30年度) (関連：Ⅱ－1)	国際暴力的過激主義対策センター(ヘダヤセンター)は、暴力的過激主義対策に特化した国際的な行動指向的シンクタンク(シンク・アンド・ドゥー・タンク)であり、能力構築のみならず、情報共有プラットフォームの構築、研究及び出版等を行っているほか、効果測定・評価が難しいとされる暴力的過激主義対策において、効果的な効果測定・評価手法を研究し、同手法の実践及び普及に取り組んでいる。 本拠出は、若者を中心に暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止に寄与するものとなり、国際社会の平和と安定に貢献するものである。				—
	—	—	28 (28)	0	249
国際連合教育科学文化機関(UNESCO)拠出金 (30年度) (関連：Ⅱ－1)	国際連合教育科学文化機関(UNESCO)は、その目的を、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することとする国連機関。平和な社会秩序の構築のため、異文化対話や平和で異文化・異宗教間調和を推進するための学校改革及び教育実践等の支援を行っている。 本資金拠出は、テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減につながり、国際社会の平和と安定に寄与する。				—
	—	—	34 (34)	0	250

包括的核実験禁止条約 (CTBT) 国内観測所の緊急改修 (包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会拠出金) (30年度) (関連：Ⅱ－1)	包括的核実験禁止条約 (CTBT) は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度 (IMS) 及び②現地査察 (OSI) を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は、CTBT上の義務に従って設置された、地震観測施設のうち、5カ所において機器に不具合があることが判明したため、機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。 核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し、国際的な核実験監視体制を強化することとし、安全保障分野に係る国際貢献を行う。				—
	—	—	90 (90)	0	251
化学兵器禁止機関 (OPCW) 任意拠出金 (30年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出は、化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行う OPCW 化学・技術センターの施設整備費に充当される。 本拠出を通じ、同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分析能力を備え、適時の調査・分析を行えるよう支援することで、中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し、今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。				—
	—	—	298 (298)	0	252
国連軍縮部拠出金 (SARCOM) (30年度) (関連：Ⅱ－1)	アフリカ平和軍縮センター (UNREC) を通じスーダン及びその周辺国における小型武器管理の強化を目指す地域的協力枠組みである SARCOM (Sub-regional Arms Control Mechanism) の参加国 (スーダン、南スーダン、チャド、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、リビア) における武器の違法取引及び拡散を防止するための当局者の能力強化を目指す。 北アフリカで深刻な小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。				—
	—	—	59 (59)	0	253
国連軍縮部拠出金 (SALIENT) (30年度) (関連：Ⅱ－1)	グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられた SALIENT (Saving-Lives Entity) 基金を通じ、アフリカにおける小型武器問題への対処 (備蓄管理、記録保管・追跡、国境管理、啓発等) に関する政府当局者の能力強化等を目指す。 「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。				—
	—	—	224 (224)	0	254
日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金 (30年度) (関連：Ⅰ－2, Ⅲ－1)	国際問題戦略研究所 (IISS) 及びハドソン研究所にジャパンチェアの設置を支援し、日英・日欧が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発信を行う。本拠出金は両研究所が運用し、チェアの給与及び研究・発信活動の経費を永続的に確保する。 これにより、欧州及び米国の有力な研究機関に日本研究中核拠点の形成を図り、我が国の政策発信を強化することで、各国における政策形成に対する影響力を強化するとともに、対日理解の深化及び知日派の育成を図る。				—
	—	—	1,456 (1,456)	0	255
クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金 (令和元年度)	本拠出金は、クラスター弾に関する条約 (オスロ条約) の事務局を担う「履行支援ユニット (ISU)」の活動経費である。ISU は、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本条約を通じた我が国の貢献は、オスロ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。				—

(関連：Ⅱ－1)	－	－	－	1	新 31-019
国際連合犯罪防止刑事司法会議拠出金(コンGRES) (令和元年度)	国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) は、5年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議の運営事務局を務めており、本拠出金は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRES)の円滑な開催準備に向けて、ホスト国が負担するいわゆる「追加経費」に充てられる。(国連総会決議47/202及び同決議に基づくホスト国との合意書準備のためのガイドラインに準拠。)				
(関連：Ⅱ－1)	－	－	－	290	新 31-020
	2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進について議論される京都コンGRESを通じ、国際社会の平和と安定に寄与する。				

(参考)

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分		28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	104,223	92,124	95,051	86,313
	補正予算(b)	69,303	36,491	23,701	
	繰越し等(c)	1,000	0	0	
	合計(a+b+c)	174,526	128,615	118,752	
執行額(百万円)		171,578	126,902	117,459	

(項) 国際分担金其他諸費のうち、(事項) 経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費、(事項) エネルギー対策に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費、(事項) 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。